

# 環境林における「森林環境創造事業」

「森林環境創造事業」とは森林所有者から管理委託された「環境林」を公共財として位置づけ、森林の持つ多様な公益的機能の持続的かつ高度な発揮を目的として森林管理を行う公共事業です。

## 「森林環境創造事業」による新たな森林づくり

森林環境創造事業では、20年間の管理委託を受けた森林に対し、多様で力強い森林づくりを進めます。

また、山村に就労の場を提供することによる定住人口の増加など、山村の活性化さらには県土の有効利用を目指します。

- 森林の持つ多様な機能を発揮させるために、20年間皆伐をしない森林づくりを行います。
- 人工林（針葉樹林）は、20年かけて針広混交林へ移行させます。このため、繰り返し間伐を行い、林内に光を入れ、下草・広葉樹の繁茂を図ります。
- 苗木を植栽する際には、多様な樹種構成となるよう、多種多様な樹種を植栽します。

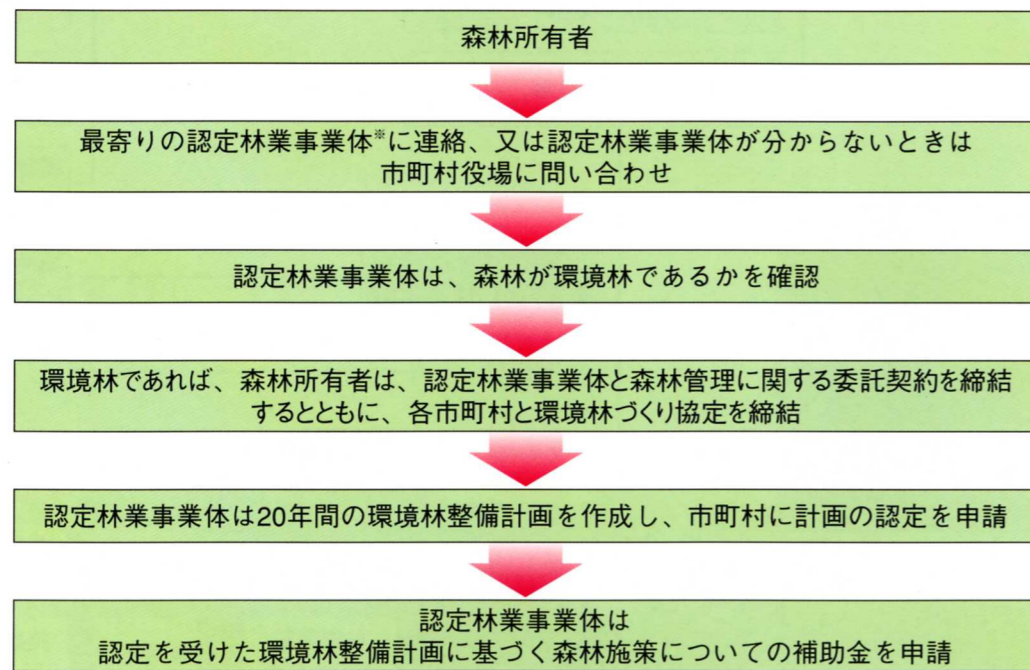
## 事業内容

事業主体である認定林業事業体は、森林所有者より管理を委託された森林について、混交林化等多様な森林の造成を目指した「環境林整備計画（20年間の計画）」を作成します。

県・市町村は、この「環境林整備計画」を認定し、この計画に基づいて事業主体が実施する森林施策に対して助成します。

- ①助成対象：環境林に区分された森林で、20年間の管理委託を受け環境林整備計画を立てた森林
- ②事業主体：認定林業事業体
- ③助成額：あらかじめ定められた標準事業費の範囲内で事業に要した経費の全額を補助（事業費の全額を県費と市町村費で負担し自己負担はありません）
- ④作業内容：間伐、下刈、広葉樹植栽、管理歩道開設など

## 事業手続の方法



※認定林業事業体は「三重の環境（<http://www.eco.pref.mie.jp/news/topics/kankyourin/link1.htm>）」に掲載されています。

問い合わせ先：三重県環境部 森林環境創造チーム（TEL：059-224-2564）  
最寄りの県民局生活環境部、最寄りの市町村役場

# 新たな森林づくり

## 森林ゾーニング・森林環境創造事業



森林には、  
水源かん養機能、土砂流出防止機能など多くの機能があります。  
これらの機能は適正な森林管理を継続して行うことにより  
十分に発揮されるものです。  
しかし、木材価格の低迷、人件費の上昇等により、  
林業を取りまく情勢は厳しくなっており、  
林業経営を通じた森林管理だけでなく、  
森林の多様な公益的機能の発揮を目指す  
新たな森林管理を行う必要性が生じています。